

3. 暮らしのなかの学習、文化、スポーツ

はじめに

暮らしの「豊かさ」は、物質的な意味でのさまざまな保障が充実すれば、それで実現するものではないことはいうまでもない。そこでは、個人の内面に由来するさまざまな「価値」がどの程度実現されるかが、大きなカギとなってくる。

そこで、「地域からの教育政策」を踏まえた「まちづくり」を行なう際に、行政があまり積極的にこうした事柄に「介入」するのは、好ましくない。しかし、憲法によって保障された「文化的な生活」を実現していくのは、地方分権化の流れにあって、基礎自治体の役割になってきている。そこでこのような領域での自治体の役割について、生涯学習、文化、スポーツの面から論じ、その方向性について検討する。

まず、生涯学習であるが、これは、子どもから高齢者を含む生涯にわたる学習体系である。そのなかで、重要な課題は「成人教育」にある。その役割は、成人の生活権保障としての職業能力の形成と、もう一つは、文化的な生活を営むための知的文化的活動の保障である。後者に関しては、戦後の社会教育の展開によって、それなりに実現されてきた。公民館をはじめとする活動は、歴史的な役割を担ってきたと十分いえるであろう。それでも、現代的な意味において「市民の学習権を保障する」ということの内実を検討する必要に迫られていることは事実である。社会教育行政が主体となっていく事業や社会教育団体への援助のありようについて再検討されるべきである。

前者については、縦割り行政の弊害である労働省管轄の「職業教育」との関係によって、社会教育の流れをもつわが国の現在の「生涯学習」では、本格的に実施することができない。こうした行政上の権限分担や「なわばり意識」は、「市民の学習要求」という視点から生み出されたわけではない。もう少し自由な発想で生涯学習を構想する必要がある。いま都市部では、今日的な要求に応える各種民間企業によるさまざまな「生涯学習事業」（コンピュータや外国語教室など）が盛んであるが、不適正な「授業料」や、事業者の「倒産」によるトラブルは後を絶たない。こうした問題は、生涯学習の部署ではなく、消費者問題として処理されるのもおかしなことである。切実な学習要求に応えた廉価で質の高い教育事業を公的セクターがある程度担う必要がある。同様に民間スポーツクラブ等も同じような状態である。

また、「生涯学習」は、当然年齢層として、子どもからお年寄りまでを包含するもので、「子ども」と「高齢者」の学習活動が含まれてくる。「子ども」の学習活動は、「学校教育」中心の発想が長く私たちを支配しているが、やはり子どもの生活と学習を切り離してそれぞれを分けた場で行う「近代の発想」が、限界にきていることはさまざまに指摘されている。

「教育」と「福祉」という子どもの生活の全体性を損なうような行政上の線引きが、それぞれに限界を生み出してきているのである。それぞれに財政上の問題から削減されるなか、非効率な運用がますます、利便性を損ない、行政上の非効率を生み出している。同様に「高齢者」の学習活動も今日、耳目

を集めるものとなっているが、一方で、高齢者の「ケア」はさらに「深刻な問題」として社会的な対応が迫られている。生活者としての高齢者と学習の主体としての高齢者は、同一主体でありながら、行政的には全く別個の存在として「区分」されることから、学習活動と生活のケアは、切り離された形で、それぞれが重なる領域、さらには表裏一体的な側面を持つ問題でありながらも、弾力的な運営、合理的な配慮ができないでいる。同じ自治体のサービスであれば、例えば、「デイケアセンター」で「社会教育活動」が行われてもいいはずである。こうした行政上の垣根を取り払うためにも、その象徴的な存在として、学校の複合化、多機能化が推奨されるべきである。有効な地域資源である学校の教職員も含めた自治体職員と施設を最大限活用するべきである。そのためにも「委任事務」体質を改め、自ら考える工夫をこれまで以上に進めるべきである。

市民の自由な文化活動と自治体がどのように関わっていくのかについて、十分に再吟味されなければならない。基本的には一人ひとりの内面や志向に関わることであるから、行政は慎重であるべきであろう。行政が主導して「地域文化の形成」をはかるといよりも、「地域の文化」に関わる自由な討論や方向性の決定の場を市民に保障し、そこで出された自治体の文化政策の特徴を発展させる姿勢が期待される。現在推進されている多くの自治体の「文化政策」は、「首長の思いつき」であったり、専門家である「職員の嗜好」であったりするものが見られる。バブルの崩壊の後に残された「巨大でぜいたく」な「箱もの」文化施設は、典型例である。「立派な」美術館や図書館、ホールを持って、文化行政を推進しているといってみても、街並みの景観を見て問題のある自治体は少なくない。この落差が、「行政」と「文化」の関係が有機的に結びつかない実態を象徴している。

市民の生活と結びついたところにおいても一度「文化」行政を検討し、施設づくり、箱もの行政ではない「文化行政」にしていくことを再検討すべきである。「派手なもの」は、自分たちの自治体のなかにもうすでにあるし、なければ、近隣にあるはずである。こうした「文化行政」に携わる職員の専門性は、市民の「啓蒙」のためにあるのではなく、市民が「一歩前へ出たい」文化戦略や「まちづくり」を意識したとき、さまざまな内容や方法を駆使してその実現のための選択肢を提示するためにあるのである。そのためにも、各種の情報公開が必要になる。

スポーツは、本来人生を豊かにする心身活動それ自体を楽しむ文化そのものである。「鍛錬」によって厳しく勝敗を争うという一面的な学校体育によって形成されたイメージの狭いスポーツ観を転換し、散歩や釣りなども含めた、世代、民族、性、障害の有無を超えて、共に生き、共に楽しむ「生涯スポーツ社会」づくりが求められている。

こうしたスポーツ施設は、自治体の財政力や利用者数など地域の状況に応じて、配置及び管理形態を考慮していく必要がある。オリンピックやサッカーのワールドカップのような国際的なビック・イベントの誘致は、当然、巨大な施設や設備が必要になる。一時期の町の活性化に、有効な場合があるが、後年に、自治体財政を圧迫し、市民の生活を破壊しかねない過剰な投資を往々にして生み出す。こうした施設を建設する際に、後利用に関して安易な「数字あわせ」の見積もりが、まだまだ数多く見られる。将来予測が、はずれて次世代にその付けをまわすような公共投資であれば、当然、大きなその責任を行政はとらなければならない。自治体幹部や職員だけでその責任をとることはできない。そのためにも、

こうした施設建設は、住民投票等の市民の意思表示を十分行い、そのためにも、情報を公開し、議論を尽くす必要がある。そうした意味でも、私たちは、国体の廃止を提案する。

(1) 生涯学習政策を豊かなものに

「はじめに」では、生涯学習の重要課題は「成人教育」とし、とりわけ成人の生活権保障としての職業能力の形成にかかわる「職業教育」を掲げた。しかし、1990年に制定された「生涯学習振興整備法」(以下「法」とする)は、文部省・通産省の共管法とされ、従来、文部省所管の「社会教育」や「学校教育」における学習をベースにしつつ、生涯学習の総合的な提供に民間事業者の能力を活用することを想定している。「法」の制定過程では生涯学習施策の内容として検討されていた、労働省所管の「職業教育」や「社会福祉」については、効果的に行うよう“(生涯学習) 施策における配慮”の対象とされるにとどまっている。

「法」制定後の「バブルの崩壊」の影響もあって、「法」が想定した「基金法人」の支援による「民間事業者の活用」は進んでいない。また、都道府県が策定することとされた「地域生涯学習基本構想」は、ようやく1996年4月になって広島県の基本構想が初めて制定されるにとどまっている。このように、国レベルの施策としての「生涯学習」は「法」が想定したようには推移していないのが実態である。

地方自治体レベルでは、都道府県のみならず各地の市町村でも、「生涯学習推進計画の策定」をはじめ、文部省が補助金で政策誘導したこともあり、「生涯学習センターの設置」や「生涯学習モデル市町村事業」「生涯学習のまちづくり推進事業」など個々の自治体でさまざまな形で展開され、「生涯学習」政策の実態が定着拡大してきている。しかし、地方分権や補助金行政のあり方が見直されるなかでは、生涯学習施策における国の役割は情報提供や人材育成を中心とし、地域における具体の施策は、地方自治体を中心となって地域の実情にあわせて実施すべき、という動向である。

生涯学習審議会は今年5月、「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」の中間まとめで、「地方分権と住民参加」「ネットワーク型行政」「学習支援サービス」などを提言している。さらに同審議会は9月の最終答申で、博物館など社会教育施設の運営の民間委託や、公立図書館でのコンピュータ検索費利用などの一部有料化の検討を求める答申をした。さらに、文部省の調査研究協力者会議は「教育行政機関と民間教育事業者との連携の促進について(報告)」をまとめている。これらについて、次の通常国会では、社会教育法などの改正案が提出されようとしている。一方、地方分権推進委員会の4次にわたる勧告を受けて、今年5月政府は「地方分権推進計画」を策定した。生涯学習・社会教育に関しては、公民館・博物館・図書館についての“職員に関する規制緩和”が打ち出された点が注目された。

これらの国の動きには、もちろん問題点も多い。生涯学習振興の名のもとに地域住民の学習が管理されるのではないか、という点はその最たるものである。また、行政主導になるあまり、市民の主体性が排除されたり、単なる地域振興の手段になる、といったことも危惧される。「地方分権推進計画」の“職員に関する規制緩和”については、社会教育に関する専門職員を否定する動きととらえる

こともできる。しかし、これとて自治体ごとの“組織自主編成権”に基づいて、必要な職員は、市民合意の上配置すればよいことである。また、「社会教育」は基本的には教育行政の枠組みのなかだけで推進されてきたが、「社会教育」を核とした「生涯学習」は、首長部局の諸施策とも関連させ、自治体ごとの特徴をもたせて総合的に進めることで、市民生活をより豊かなものにする可能性をもっている。さらに「生涯学習」は、地方分権の時代にあつて、行政と市民との新たなパートナーシップや日本における新たなNPOなどの市民活動を形成し得る政策課題でもある。いずれにしても、情報公開や市民参加、異議申立制度の確立などを前提に、さまざまな生涯学習施策を構想することが可能である。

各地に設置されてきた公民館・図書館・博物館については、生涯学習の基盤施設としての新たな機能と役割が求められている。相談・情報提供事業のみならず、市民参加の研究活動・施設運営・事業実施などソフト面の充実が必要となってきた。また、学校の複合化にともなう、学校図書館の市民開放や「まちかど博物館」なども構想されるべきである。

戦後最大の失業率を更新しつつある状況で、冒頭に述べた「職業教育」や「職業能力の開発」は切実な課題である。今年6月の大学審議会答申は、大学院での「高度専門職業人」の養成を提案しているが、労働行政や高等教育機関とタイアップしたような、資格取得や能力開発の新たな機会を創出できないか。「放送大学」の全国への波及は待たれるが、各地において、高等教育機関や民間・行政の教育機関などのネットワークで単位の相互認定のシステムはできないか。2000年4月に市町村が事業主体として制度がスタートする「介護保険制度」は、準備が本格化してきているが、この制度の内容理解について、市民への“広報”ということで対応できるのか。行政の縦割りを超えて、高齢社会を生きる市民の学習活動と連動するような仕掛けも必要なのではないだろうか。さらに環境施策や地域福祉施策、女性施策、青少年施策における生涯学習の側面でも、行政の縦割りを超えた総合施策の側面が求められるし、学校の多機能化の一環として、小学校や中学校を地域の生涯学習の場として見直すことで、市民参加の場づくり、市民自治の機会を創りだせる可能性がまだまだあるはずである。

わが国における「生涯学習」の動きや私たちの視点は以上だが、世界レベルでも、ユネスコやOECDなどで、その理論整理や政策議論がなされてきたのである。

ユネスコでは、おもに“成人教育”のあり方が議論されてきたが、第4回世界成人教育会議（1985年、パリ）では「学習権宣言」が採択され、先進産業国、発展途上国を問わず学習する権利は人間の生存にとって不可欠の基本的権利であることが宣言された。同宣言は「学ぶ権利とは、読み書きの権利であり／問い続け、深く考える権利であり／想像し、創造する権利であり／自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり／あらゆる教育の手だてを得る権利であり／個人的、集団的力量を発達させる権利である」とした。そして、学ぶことは「人々をなりゆきまかせの客体から、自らの歴史を創る主体にかえていくもの」であるともしている。また、昨年（1997年）の第5回世界成人教育会議（ハンブルク）では、今後12年間の成人教育のガイドラインとなる「成人学習に関する宣言」と「未来のためのアジェンダ（行動計画）」が採択された。ここでは、「成人教育は21世紀への鍵

となる」と宣言し、クロスオーバー型社会である現代の人類共通の課題に対処するため、市民による参画型デモクラシーをめざす関係諸機関の協同を呼びかけている

OECDでは、“リカレント教育”のあり方が議論されてきた。1973年には、「リカレント教育は、義務教育もしくは基礎教育以降のあらゆる教育を対象とする包括的な教育戦略である。その本質的な特徴は、個人の全生涯にわたって教育を回帰的に、つまり、教育を、仕事を主として余暇や引退などといった諸活動と交互にクロスさせながら、分散することである」との定義を明らかにし、翌1974年のILO（国際労働機構）総会では「有給教育休暇に関する勧告」が採択されたのである。

この他、わが国も、1990年からの国連「国際識字10年」にいたる“成人基礎教育”や“機能的識字”についての施策化をはじめ、「人権教育のための国連10年行動計画」や「第4回世界女性会議行動綱領」（1995年、北京）などへの対応も含めた、現代社会における「生涯学習」に関する“グローバル・スタンダード”に対応した政策が求められているのである。

このように、「生涯学習」についても「世界的に考え、地域で行動する」ことが必要な今日の状況がある。情報公開や市民参加を前提にした、地域における生涯学習施策の創出・豊富化がより一層重要な課題となってきている。私たちは、人間の尊厳を育む立場で、子どもから高齢者まで、すべての市民を学びの主体として位置づける施策づくりに取り組みたいものである。

(2) 市民文化の発展にむけて

① 文化施設について

文化施設の設置などについては、結局のところその価値は個人的な価値判断に依存している。都市景観の保護や公共財のデザインに関わる価値判断については、決定に携わる個人の内面に関わる問題でありながらも、それとはまた別の回路において検討されなければならない。そこでは、従来の行政を権力行使の主体として考え、その争奪、主導権争い、「取る・取られるモノ」として、考えることはふさわしくない。公開と参加を原則として、市民に開かれた形での決定の場を保障し、市民コンペ、市民参加型アセスメント、運用プランを策定することが必要である。そのためにも、各種の情報公開が必要になる。

施設の規模によっては、中小の基礎自治体ではまかないきれない場合、自治体の枠を越える「自治体連携」システムを考案、活用して決定、運営することも検討されるべきである。また、「在住者・在勤者」に施設利用を限るといった「在住・在勤主義」は、「必要だから利用する」という市民の発想とは無縁の官僚的な発想である。施設利用の後背地として存在している「地域」は施設の種類・内容によってそれぞれ異なっている。明治時代にその骨格が作られ、1960年代の市町村合併によって今の線引きが完了した基礎自治体の「地域割り」は、この時代に必ずしも市民の生活と適合しているものではないと考えた方が妥当である。「恩恵」としての行政サービスの時代は終わったのである。「権利」と「消費」が交錯する今日的な行政サービスのありようから「なわばり」を取り払う必要がある。

また、施設の目的が限定されていることは、「内なる壁」である。そのためにも目的外使用や複

合化を柔軟にするべきである。学校がその最たるものであるが、その地域の時代的な使命を終えた施設は、できる限り内装の改装にとどめ、再使用を考え、安易な解体、更地化、再建設ではなく、建物を生かす工夫が必要である。そのためにも、現在の杓子定規な設置基準による補助金システム、起債システムを変革し、より利用者の立場に立った合理的な施設建設・転換システムが必要である。

② コミュニティづくりと文化行政

まちづくりの基本戦略を検討する場合に、「職員参加」が必要である。どこまでが公務で、どこからが自分の自発的な意思に基づく活動なのか、不透明になる場合もあるが、現実の過疎化のなかでは、ある意味では、地域の存続が自治体職員のありようにかかっている地域も厳然と存在する。

むろんそれだけではない。どのような地域にあっても、地域に存在する人材や資源があるはずである。「民間活力の活用」というと、「巨大資本の投下」という印象を持ってしまいが、地域の文化活動にとって重要な「民間活力」は、もっと多様に存在する。ある意味では、幸いなことに、等身大を越える過剰資本は、もはや「地域」に降り注いでくることは基本的にない。

現在もさまざまな「村おこし」に各種企業誘致が盛んであるが、大学や学校のような教育機関の誘致も盛んである。このことが不透明な土地の譲渡等につながることに十分配慮する必要がある。またこれに加えて、東京などの都市圏に集中している出版社、レコード会社等の文化産業、文化事業体の地方への積極的な誘致も必要である。もはや、巨大工場を誘致しても創出される雇用は限られたものでしかない。開発されたまま売れ残る工業団地タイプの企業誘致に見切りをつけ、情報化時代の利点を活用し、こうした産業や、新しい産業にも目をむけるべきである。

バブル期にあったように「限りなく個人的な、個人と結びついた第3セクター」には大量の資金が流入した。こうした問題には厳しく対処すべきであるが、商工会や商店会など地域に密着した公共性を持つ事業者団体との行政の制約を超えた提携もあってもよいのではないか。

行政と民間の双方に歩みよりを可能にする発想が必要である。小さなことであるが、弁当販売どころか、食べることのできない文化施設・公民館がまだまだ多くある。公共施設において利用者が主催する催し物のパンフレットには、広告も入れられないところもある。公園内で出店等に大きな制限をかけて実際ほとんど不可能な状態になったりしている。こうした制度を市民が悪用することを前提としてさまざまな制限を課す発想は、官治型行政国家の思想である。行政が社会的にも、知識的にも優位に立っているわけではない。常識の線での活用へむけた折り合いの付け方を模索する時期に来ている。

そこで提言したいのが、全国どこにでもある小学校を地域コミュニティの文化施設へ転換することである。学校教育でも利用するし、市民も日常的に利用できるようにする地域の文化拠点へと創りかえ、少子化のなかで生まれる「余剰教室」や、授業や学校行事以外使われることのない広い運動場や体育館を、NPOや福祉サークル、文化事業体の活動に活用し、「地域の広場」としてい

くことができないであろうか。

③ 人権を尊重する文化

情報化や国際化の流れは、地域の文化そのものに大きな質的な変化を求めている。異文化を認め、多文化と共生していく社会のあり方がめざされなければならない。それは地域の「個性」を発現することにつながる。そこにあるべき「多様性の承認」は、もちろん人間としての基本的な権利である「人権」を前提とする。

外国人へのさまざまな配慮は先導的な自治体によってかなり充実しているところがある一方で、ニーズはあるはずなのに全く手つかずの自治体もある。市民の学習権保障といいながら、外国人への視点が全く欠落した社会教育・生涯学習先進自治体はいったいどんな意味があるのであろうか。外国人の学校や施設への助成ももっと広範に行われるべきである。「地域の国際化」に目をむけずに「自治体国際交流」や「姉妹都市」などの派手な側面を追求するのはまったくいかなるものであろうか。

人権尊重のまちづくりは、「社会的弱者」と呼ばれる「障害者」や「高齢者」にも当然目をむけるべきである。「障害者」へのバリア・フリー、「高齢者」へのバリア・フリーの取り組みは、指摘するまでもないことである。

「ひと」の住む「街」から「異質なものを」を排除し、収容型の施設をつくって来たのは、前世紀から今世紀のどこの国にでも見られた特徴であるが、「バリア・フリー」がキーワードになる来世紀はもはやそうではない。高齢者介護にしても「施設から在宅へ」は大きな流れである。そうした観点から、コロニー型の施設ではなく、「街」のなかに移転できるようにする必要がある。「迷惑施設」という心ない言葉に負けないように、地域周辺には公共交通の利便性やさまざまな改修工事を含めた住みやすさ、アメニティを高める配慮を行うべきである。地域の人々に、「障害」をもった人が住みやすい「街」は健常者も住みやすいという確信を持たせるべきである。こうした街中での施設づくりを考えたときに当然、民間の社会福祉法人との連携や商工会などとも一体となってその地域に現存する資源を有効に活用するべきであり、設置基準等の弾力的・合理的運用も検討されるべきである。

(3) 生涯スポーツの確立にむけて

① 「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツに親しめる社会を

これまで人々は、スポーツに対して、ルールとハイレベルな記録、鍛錬や努力の上に到達するものとの狭いイメージを持ってきた。しかし、今日の激動する社会情勢、高齢社会の進行、余暇の増大といったなかで、人々は健康不安、ストレス、人間関係におけるコミュニケーション不足などを解消する方策として各種各様なスポーツを求めるところとなった。

私たちは釣りや散歩を含むレクリエーション、ニュースポーツ、観るスポーツなど、楽しみや人々の交流、体と心の健康、ゆとり豊かな生活を求めて自発的に行われる心身の運動を、広くス

スポーツとして受けとめ「生涯スポーツ」と位置づける。

ところで、「生涯スポーツ」という考え方には、「共生」という視点が不可欠である。自然環境破壊、高齢社会、男女共生社会、国際化、ノーマライゼーション社会といった今日的課題のなかで、スポーツのあり方を考えると、自然との共生はもちろん、さまざまな世代、性、民族、文化、および障害のあるなしを問わず、全ての人々に開かれた「共生」の上にスポーツが行われるべきである。

私たちは、「いつでも、どこでも、誰でも」生涯にわたって国民がスポーツに親しめるよう「生涯スポーツ社会」の確立を求める。

② 地域における生涯スポーツのシステム化を

私たちの身近にも、草野球やサッカーをはじめジョギングクラブ、テニス同好会、卓球クラブ、ボーリングのグループ、釣りやツーリング同好会など、相当数の人々がさまざまなスポーツに親しんでいる。しかし、これらの人々へのスポーツ情報、会場や施設、指導者や競技用具等々は行き届いているだろうか。

日本のスポーツ施設は、およそ30万余。その50%強が学校体育施設で、残りは、企業スポーツ施設、民間の営利スポーツ施設、自治体の公共スポーツ施設である。しかも、公共スポーツ施設がそれほど増えていないのに対して、民間営利施設がさらに増えている現状である。

公的で安価なものが圧倒的に少ないなかで、ほとんど個人やグループの負担となっている。

また、子どもや高齢者、そして心身に障害を持つ人々が、あらゆる機会にスポーツを楽しみ、生涯にわたって心と身体の健康づくりを行うためにも、スポーツ医学に関する情報提供はもとより、メディカル機能を持つ施設の充実、整備が求められている。地域社会のなかでの「いつでも、どこでも、誰もが」気軽に出来るスポーツ環境づくりのために、次の提言を行いたい。

(ア) スポーツを楽しもうとする地域からのニーズに応えるハードとソフトのフォロー体制が質的にも量的にも不足しており充実が求められる。その具体的施策として自治体を単位とする「スポーツ・センター」の設置が必要である。自治体のスポーツ行政の推進と財源の確立を明確にし、この「スポーツ・センター」を中心にして地域の特性にあったスポーツ行政を展開していくことである。「スポーツ・センター」は、地域のクラブの育成・補助、講習会・研修会の企画、スポーツ指導者の派遣、クラブ対抗のスポーツ大会の開催など、自治体スポーツ行政の質的・量的な充実を推進する核として機能していくことが求められている。

(イ) 公的施設とは別に、民間の企業・事業体などの福利厚生施設などについても、公的バックアップとコーディネート、ネットワーク化の下で地域に開放し活用されていく施策が望まれる。

(ウ) 学校開放に関しては設備・備品の提供とともに管理運営についても、学校や教育委員会から地域の自治に委ねるシステムづくりが必要であり、運営のあり方、地域スポーツクラブづくりという面等からも踏み込んだ具体化が必要である。「学校開放型」から「学校共同利用

型」へといえようか。その際、学校を利用する市民の側の意識改革も重要であり、行政と地域の自治との良好な連携関係づくりが求められる。

③ 学校体育の改革と「地域スポーツクラブ」の育成

学校体育は、集団主義的色彩が強く残っており、部活動においても勝利至上主義傾向が強く、トップアスリートの育成を担わされている限り、このような傾向は変わらないであろう。しかし、児童・生徒数の減少および教員数の減少や高齢化、学校五日制が導入されたことにより、今までの形態で部活動を存続し続けることが難しくなっている。

現状を改革するために、学校スポーツを生涯スポーツの基礎づくりと位置づけて取り組むべきである。散歩やジョギングなどの「日常生活型スポーツ」や「見るスポーツ」「レジャースポーツ」なども取り入れ、体力・運動能力向上にこだわらず、スポーツを通して人々との交流を深めたり、生徒の誰もが個々の生活実態、体力、運動能力、ニーズに応じてスポーツを楽しむことを生涯を通じて体験させていくことが重要である。

あわせて、部活動を学校教育から分離することを考えてはどうか。現状の学校教育では部活動の位置づけは明確でなく、特別教育活動として位置づけられ、予算措置も少なく、PTAからの援助や指導者の自己負担に頼っている。部活動を担当する教員の責任や労働条件にも問題が多い。「地域スポーツクラブ」に移行することによって指導者の専門化を促進し、適正な受益者負担を組織することにより財政を確立し、その運営を確立して行くべきである。指導者に地域の人材を活用することや何校か合同して部を成立させることなども考えてはどうか。トップアスリートの育成などは一定レベルに到達している希望者を地域で一カ所に集め、競技団体が直接運営を行うことによって学校の部活動から切り離すことも可能となる。

また、少子化のなかで生ずる学校施設の空きスペースを利用して「地域スポーツクラブ」の事務局や専任の指導者をおき、夜間照明や温水シャワーなどの施設改善を行い、学校を生涯スポーツ振興の拠点に活用することが可能である。

私たちは、行政主導型で学校体育に過大な役割を求めてきた反省と、ドイツやアメリカ、イギリスなどのスポーツ先進国のように、地域からのスポーツクラブの育成を通じた、すそ野の広い生涯スポーツ社会の形成こそが重要であるとの認識を共有化すべきである。

④ 「国民体育大会」を問い直す

連合は1996年、「国民体育大会」の「廃止」を提唱した。

その理由は、(1)競技第一主義で、しかも競技水準は低く、(2)開催県に体育関係者を中心に臨時に雇用拡大を負わせ、(3)選手に選ばれた児童・生徒の練習負担だけでなく、マス・ゲームなどに全児童・生徒を動員する結果、正常な学校教育を著しく阻害し、(4)運営から参加まで体協など体育関係者が主体であり、普通の国民の参加は事実上なく、(5)新設設備の後利用が少ないまま、巨額の建設費の後年度負担を残す、など地域の活性化、国民スポーツの振興、いずれの点から見て

も弊害がめだっているというものである。

1946年(昭和21年)から開催された国体は、敗戦直後の荒廃した戦後社会のなかにあつて、人々の心を励まし勇気づけ、近代スポーツを普及させ、スポーツ人口の底辺を広げた。また、体育館や競技場が開催地ごとに建設され、「国体道路」ができ、高速道路を延ばすなど、いわゆる「国体効果」を開催県は享受してきた。

しかし、いまや国体の欠陥や弊害は各方面から指摘され、その是正や運営の改善が求められている。

ここ毎年、開催県が必ず優勝する。国体開催県を転々と移動するトップクラスの選手がいる。「開催申請順序」という名で、開催県は10年以上先まで決定されており、さらに20年以上先まで「予定」というかたちで事実上決まっている。国体に対する国の予算支出は、開催県に一時的に地方交付税が増額されるだけで、ほとんどが地元自治体負担と募金でまかなわれ、借入金と維持・管理するコストが自治体財政を圧迫している。土木・建設・イベント事業に巨大な利権がからむ。建設された施設は、高度・専用的施設であるため、地域住民が、身近に低額で多目的に利用することができない場合が多い。

連合が「廃止」を呼びかけるのは、このような全体が不透明で、コントロールのできないまでに巨大化した、奇怪な姿のイベントであると指摘する。

確かに、関係者の努力で一定の改善も見られる。

国籍条項問題については、自治労も参加する「国体民主化をすすめる全国連絡会議」等の取り組みもあり、大阪国体から「1条校に在籍した外国籍を有する者」については参加が認められ、1999年開催の熊本国体までに結論を出すことになったことなどである。

しかし、先に述べた現行の国体の実態から、その改善には限界がある。

私たちは、国体のあり方について根本的に問い直す立場から、あえて国体の「廃止」「分解」を提唱しながら、当面、開催が決定されている国体にむけて、国籍条項の完全撤廃、身体障害者スポーツ大会との一体的開催、式典の簡素化、学校教育の負担軽減、環境への配慮、1県単独開催にこだわらず複数県広域開催など、抜本的な改善をめざす必要があると考えている。

私たちは、競技能力を競うスポーツ大会そのものを否定するものではない。競技スポーツ大会は別個のものとして開催し、あらゆる利権を排除し、透明・民主的な運営、過剰な負担をかけない財政支出のなかで、国籍、身体的条件を越えて国民のすべての立場から参加が保障される「スポーツ大会」として開催されるべきと考える。